## 特定再資源化預託金等の出えんの承認申請書(案)

使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)第98条第1項の規定に基づき、特定再資源化預託金等の出えんの承認を受けたいので、下記のとおり申請いたします。

記

1. 特定再資源化預託金等の出えん金額

413,578,177円

2. 特定再資源化預託金等の出えん先

指定再資源化機関である財団法人自動車リサイクル促進センター再資源化支援部

3. 出えん金の使途

使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)第106 条第3号に規定する離島地域の市町村が講ずる措置に対する出えん(離島対策支援事業)に要する費用及び同条第3号から第5号までの業務を運営するために要する費用に充当

4. 出えんが必要である理由

関係自治体からは、出えん率を離島対策支援事業要綱で規定した上限である80%とし、できる限り早期の出えんとすることを要望されている。また、平成17年度分として79市町村から協力要請書を提出されており、要請予定総額は274,833,000円(出えん率80%の場合)となっている。各市町村から提出された協力要請額は適切であるため、離島対策支援事業に要する費用288,578,177円(予備費として要請予定総額の5%を含む)及び出えん業務運営に要する費用125,000,000円を出えんすることが必要である。

## <添付書類>

- ・施行令第13条第2項に規定する出えんする特定再資源化預託金等の明細(略)
- ・平成17年度離島対策等支援事業資金出えん計画